



島根県報

平成22年10月15日（金）

第 2, 231 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

生活保護法の規定による医療機関の指定	（地 域 福 祉 課）	2
生活保護法の規定による介護機関の指定	（ " ）	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	（ " ）	3
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	（ " ）	3
身体障害者福祉法の規定による医師の指定	（障 が い 福 祉 課）	3
障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の指定	（ " ）	4
障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の名称の変更	（ " ）	4
保安林の解除（3件）	（森 林 整 備 課）	4
島根県収入証紙の売りさばき人の指定	（審 査 指 導 課）	5

【公 告】

開発行為に関する工事の完了（2件）	（都 市 計 画 課）	6
-------------------	-------------	---

告 示

島根県告示第604号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成22年10月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	指定年月日
たまゆ内科クリニック	松江市玉湯町湯町825-1	平成22年9月27日
在宅診療所いずも	出雲市下古志町713-1	平成22年10月1日
中村医院	松江市鹿島町佐陀本郷1852番地	平成22年10月1日
ひかり薬局	出雲市多久町885-22	平成22年10月1日
C S いずも訪問看護ステーション	出雲市大社町入南80-1	平成22年9月16日

島根県告示第605号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成22年10月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
社会福祉法人 隠岐共生学園	隠岐郡隠岐の島町栄町1088番地	訪問リハビリテーション	介護老人保健施設 もちだの郷 訪問リハビリテーション事業所	松江市東持田町520番地1	平成22年7月21日
社会福祉法人 隠岐共生学園	隠岐郡隠岐の島町栄町1088番地	介護予防訪問リハビリテーション	介護老人保健施設 もちだの郷 訪問リハビリテーション事業所	松江市東持田町520番地1	平成22年9月22日
有限会社 あんず薬局	出雲市西神西町西代518番地6	居宅療養管理指導	有限会社 あんず薬局	出雲市西神西町西代518番地6	平成22年7月13日
社団医療法人 つたや会	出雲市下古志町713-1	訪問看護	在宅診療所いずも	出雲市下古志町713-1	平成22年10月1日
社団医療法人 つたや会	出雲市下古志町713-1	介護予防訪問看護	在宅診療所いずも	出雲市下古志町713-1	平成22年10月1日
社団医療法人 つたや会	出雲市下古志町713-1	居宅療養管理指導	在宅診療所いずも	出雲市下古志町713-1	平成22年10月1日
社団医療法人 つたや会	出雲市下古志町713-1	介護予防居宅療養管理指導	在宅診療所いずも	出雲市下古志町713-1	平成22年10月1日
社会福祉法人 恵心会	浜田市国分町955番地1	介護予防訪問リハビリテーション	夕陽ヶ丘訪問リハビリテーション	浜田市国分町955番地1	平成22年9月6日

特定非営利活動法人 コミュニティサポート いずも	出雲市里方町116番 地	訪問看護	C Sいずも訪問看護ス テーション	出雲市大社町入 南80-1	平成22年9月 22日
特定非営利活動法人 コミュニティサポート いずも	出雲市里方町116番 地	介護予防訪問看護	C Sいずも訪問看護ス テーション	出雲市大社町入 南80-1	平成22年9月 22日

島根県告示第606号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成22年10月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
在宅診療所いずも	出雲市下古志町713-1	平成22年10月1日

島根県告示第607号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成22年10月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		廃止する事業	事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
藤井 弘	出雲市大社町杵築西 2012-2	居宅療養管理指導	藤井医院	出雲市大社町杵築西 2012-2	平成22年7月19日
藤井 弘	出雲市大社町杵築西 2012-2	訪問看護	藤井医院	出雲市大社町杵築西 2012-2	平成22年7月19日
藤井 弘	出雲市大社町杵築西 2012-2	介護予防居宅療養管 理指導	藤井医院	出雲市大社町杵築西 2012-2	平成22年7月19日
藤井 弘	出雲市大社町杵築西 2012-2	介護予防訪問看護	藤井医院	出雲市大社町杵築西 2012-2	平成22年7月19日

島根県告示第608号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

平成22年10月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名称	所在地	

遠藤 章	内科	松江赤十字病院	松江市母衣町200	平成22年9月30日
------	----	---------	-----------	------------

島根県告示第609号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成22年10月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定自立支援医療機関		自立支援医療の種類	指定年月日
名 称	所 在 地		
とまと薬局 敬川店	江津市敬川町292-2	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成22年10月1日
ひまわり薬局	松江市玉湯町湯町826-1	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成22年10月1日
C S いずも訪問看護ステーション	出雲市大社町入南80-1	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成22年10月1日

島根県告示第610号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の名称の変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により告示する。

平成22年10月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定自立支援医療機関		所 在 地	自立支援医療の種類	変更年月日
変 更 前	変 更 後			
日本ホリスティッククリニック佐々木医院	心療内科漢方内科全人統合医療日本ホリスティッククリニックインターナショナルディビジョン	松江市学園1丁目7-30	精神通院医療	平成22年8月23日

島根県告示第611号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成22年10月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除に係る保安林の所在場所
出雲市乙立町字松原5246

- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

島根県告示第612号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成22年10月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除に係る保安林の所在場所
浜田市弥栄町栃木1162-20
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

島根県告示第613号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成22年10月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除に係る保安林の所在場所
江津市桜江町川越957-2
- 2 保安林として指定された目的
落石の危険の防止
- 3 解除の理由
河川管理施設用地とするため

島根県告示第614号

島根県収入証紙条例（昭和39年島根県条例第43号）第5条第1項の規定により島根県収入証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので同条第3項の規定により告示する。

平成22年10月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定年月日	指定番号	売りさばき人の住所及び氏名	売 り さ ば き 場 所
平成22年10月5日	977	広島県広島市中区舟入南1-1-18 産興株式会社 取締役社長	松江市殿町8-3タウンプラザしまね1F しまねのいいものアンテナショップ

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成22年10月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開発区域

安来市今津町字道マン468番、469番

面積 279.05平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安来市切川町1278番地1

石川 浩志

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成22年10月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開発区域

安来市今津町字道マン478番、479番4

面積 256.10平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安来市切川町1304番地

藤田 尚志

藤田 慶子
